

## 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う水道使用料金

### ・下水道使用料金のお支払い猶予の期間延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に町の上・下水道使用料のお支払いが困難になった方を対象に、水道使用料・下水道使用料のお支払いを猶予させていただきます。しかし、令和3年3月現在になっても新型コロナウイルス感染症が収束していないため、支払い猶予対象の期間を延長いたします。

#### 1. 対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道使用料・下水道使用料のお支払いが困難になった方。

※個人・法人を問わず申請できます。

#### 2. お支払い猶予の内容

##### ア. 支払猶予対象

令和3年4月請求分～令和3年9月請求分の水道使用料・下水道使用料

※対象期間でも既に納期が過ぎている料金等は対象となりません。

##### イ. 猶予期間

最長5ヶ月

#### 3. お支払い猶予の手続き

##### ア. 手続き方法

役場建設課上下水道係にて、猶予申請書の記入をお願いします。

その際に、制度の詳細や猶予期間などを説明・ご相談いたします。

##### イ. 手続き期間

猶予を希望する月の13日までに申請を行ってください。

例：5月分から猶予を希望の場合 ⇒ 5月13日まで

※支払猶予を行った場合、猶予期間終了後に猶予を行った料金等が請求されますので、ご注意ください。